

令和4年(2022年)12月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和4年12月7日(水)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和4年12月16日(金)

出席議員

1番	脇	昭博	2番	宮地	忍
3番	岡村	哲雄	4番	大西	瑞香
5番	原	隆伸	6番	東	篤布
7番	奥村	仁	8番	樋口	泰生
9番	太田	哲生	10番	瀧本	攻
11番	近澤	チヅル	12番	入江	康仁
13番	家崎	仁行	14番	平野	隆久

欠席議員

なし

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

また、井土建設課長が所用で欠席のため、川口建設課長補佐を代理出席されることを許可いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

また、本日の会議におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策を実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、傍聴者に対しても、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1

入江康仁議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

10番 瀧本 攻議員

11番 近澤チヅル議員

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を求めます。

大西瑞香総務産業常任委員長。

大西瑞香総務産業常任委員長

皆様、おはようございます。

令和 4 年 12 月定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

マスクを外させていただきます。

入江康仁議長

はい。

大西瑞香総務産業常任委員長

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12月 8 日、木曜日、午前 9 時 30 分から、第 1 委員会室におきまして、委員 7 名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、総務課、財政課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案 8 件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第 45 号 紀北町職員の降給に関する条例の審査を行いました。

質疑としまして、条例第 3 条の条文に「当該適格性を欠くと認められる場合において」とありますが、誰が判断するのですか。また、定期評価とはいつ行っているのか。全体評語とはどのような意味ですかとの質疑に対し、答弁として、本町では人事評価を行っており、職

員の評価を課長が1次評価者、副町長が2次評価者として評価をしています。定期評価について、人事評価は期首に職員の目標、中間で進捗状況、期末で職員の評価を行っています。全体評語は、期末の評価の際に課長がそれぞれの項目に応じて職員の評価をし、全ての評価をまとめ点数に換算し、職員が評価されますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第46号 紀北町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第47号 紀北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑としまして、本会議での質疑がありましたが、再任用制度や職員の定年引上げについて、年金が支給されるまでの間の措置として定年の引上げが行われるという、理由はそれだけなのですか。答弁としまして、それだけの理由ではなく、本町としては、それぞれの職員の職務を担っていただきながら、これまで培った豊富な知識や経験がありますので、他の職員への助言や相談の役割を担っていただいていますとの答弁でした。

質疑としまして、定年前再任用短時間勤務職員と現在の再任用職員との違いはありますか。現在の再任用職員はどうなるのですか。答弁としまして、ほとんど違いはありませんが、現在の再任用職員の任期は1年更新ですが、定年前再任用短時間勤務職員の任期は、定年年齢までの任期になります。現在の再任用職員制度は廃止されますが、定年等に関する条例の附則において、定年が段階的に引き上げられる65歳まで、経過措置として、暫定再任用職員制度として引き継がれるため、現在の再任用職員についても、65歳まで暫定再任用職員として任用することができます。

質疑としまして、定年年齢が65歳まで引き上げられますが、60歳を超えたときに、管理監督職勤務上限年齢制により降任するとか、定年前再任用短時間勤務職員になるとか、職員は選択する必要があるのですか。答弁としまして、定年が引き上げられることに伴い、60歳を1つの区切りとして、今までの定年年齢の60歳までの退職、管理職の職員であれば、管理監督職勤務上限年齢制により降任しての勤務、定年前再任用短時間勤務職員としての勤務を職員が選択することになります。定年年齢は2年に1歳ずつ引き上げられ、基本的には職員の

希望は尊重されます。

質疑としまして、定年年齢が65歳まで引き上げられますが、定年年齢の前に退職を希望した場合は、退職手当はどうなりますか。答弁として、特例により、60歳到達日以後、定年年齢までの間に退職を希望した場合は、定年として退職手当が計算されます。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第48号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第49号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第50号 紀北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

まず、課長から追加説明がありました。提案理由ですが、紀北町税条例の文言の欠落が判明したことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためです。条例等の改正、制定業務に関しては、専門性が高いというところから、専門業者にもサポートしてもらいながら担当課で改正しています。今後、税務課全体でチェック体制の強化を図り、このようなことがないようにしていきますとの説明があり、その後質疑に入り、質疑としまして、どのような状況で判明したのか、その理由といつから欠落していたのか。また、この文言が欠落していたことにより問題はなかったのか答弁をお願いします。答弁としまして、条例の制定は、専門業者にサポートしていただき、担当課が精査、作成します。改正部分において、必要箇所が欠落している旨を町例規集の追録作業の前準備の後、専門業者からご指摘をいただき判明しました。本条文は2回改正されます。1回目は令和5年1月1日から、2回目は令和6年1月1日から施行することになっています。令和5年1月1日施行分については、令和4年6月議会において既にご可決いただいています。令和4年紀北町条例第7号、6月議会の関係ですが、そのとき、本来改正すべき文言を欠落してしまいました。この条例は令和6年1月1日施行を予定しています。よって、町民の皆様にご迷惑をおかけしていません。

文言の欠落があり、運用上不具合が生じていないかということに関しては、令和6年1月1日から施行ですので問題は生じていませんとの答弁でした。

質疑としまして、今回新しく条例を認めた場合に、令和6年1月1日施行、令和5年1月1日施行という部分が全部変わるのか、一部が令和5年施行で一部が令和6年施行なのか、明確に教えてください。答弁としまして、今回の議案については、令和3年6月議会にお諮りし承認いただいた議案と令和4年6月議会でお諮りし承認いただいた議案をつなぐ改正文の文言が、令和4年6月議会の際に欠落していましたので、今回の議案で新しく条例を認めていただくものではありません。今回の議案で欠落した文言を改正文に追加していただくことで、条例が正しく改正されるものですとの答弁がありました。

町と業者とのコミュニケーション不足について質疑があり、答弁としまして、今後は、課内でもこれまで以上にチェック体制の強化を図るとともに、より一層、専門業者との円滑なコミュニケーションを構築してまいりますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第52号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についての審査を行いました。

質疑としまして、三重県市町総合事務組合の取扱いについては、本会議において説明をしていただきましたが、再度説明をお願いします。答弁としまして、市町総合事務組合は特別地方公共団体で、29市町の事務を共同処理するための一部事務組合であり、規約の改正を行うに当たっては議会の議決が必要です。今回の物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査の共同化に関する事務については、新たに伊勢市と松阪市が参加したいということから、規約の変更が必要となりましたとの答弁でした。

伊勢市と松阪市の参加について質疑があり、答弁としまして、伊勢市は、このたび電子入札システムの更新を機に、県内における一元的な受付等を行うことで行政事務の合理化・効率化、行政サービスの向上を図るため、参加を希望したとのことでした。松阪市についても、独自の電子入札システムにより事務処理を行っていたため参加していませんでしたが、令和5年3月からシステムを変更するため、物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査の共同化へ参加したほうが、行政事務の効率化が図れるとのことでした。

質疑としまして、伊勢市と松阪市が参加したいということで規約を改正するとのことですが、もし関係市町の1市町でも否決されれば、参加することができないのですか。また、参

加が認められた場合には、紀北町にはどのような影響があるのか説明をお願いします。答弁としまして、今回上程させていただきました議案については、29市町全ての議会において承認を求めています。1市町でも否決された場合は、参加することができません。参加が認められた場合の影響については、現在参加している市町において負担金を支払っており、伊勢市と松阪市が参加することで、再度負担金の積算を行うことから、負担金は安価になると思われますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第53号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、総務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、財政課所管分については、電気料金について、交付税措置と自主財源に占める割合について質疑がありました。答弁としまして、地方公共団体に対しては、物価高騰を踏まえて、令和4年度の地方交付税額を国全体で4,970億円増額するとしており、基準財政需要額の費目に臨時経済対策費（仮称）を創設することで、電気料金だけでなく、ほかの値上げ商品も併せて措置を講じると言われています。まだ具体的なことは示されていませんが、方向性は示されています。今回補正する事業の自主財源に対する電気料金の占める割合は、町税約13億円に対して16.7%ですとの答弁でした。

質疑としまして、来年度予算を計上するに当たり、その金額に対してどのような節電対策が考えられるか、財政課長としてどのように考えていますか。配付いただいた資料の中にキャンプ i n n海山と海山グラウンドが入っていませんが、補正の対象とならなかったのですか。答弁としまして、節電対策については、現在でも中部電気保安協会の電気監視装置を設置し、電気の瞬間的な上昇や使用状況を監視しながら節電に努めていますが、さらなる節電対策を検討していく必要があると思っています。キャンプ i n n海山が対象とならなかったのは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、施設全体を閉めていた時期の影響があったと思われますが、予算内で対応することができる施設については、今回の補正のリストには入っていません。海山グラウンドについても、例年の使用頻度と比較して、補正しなくても予算内で対応できると、担当課で判断したと認識していますとの答弁でした。

質疑としまして、電気使用量について把握していますかとの質疑に対し、答弁としまして、全施設の電気使用量については把握していませんが、今後は、電気料金の値上がりも大きい

ことから、調査を進めていこうと考えています。今回、補正を計上させていただいた財政課分の施設については、令和元年度から令和4年度において電気使用量を把握しています。本庁舎の電気使用量については、4月から11月で比較すると、令和元年度が17万6,440 kW、新型コロナウイルスの影響が出始めた令和2年度が18万2,526 kW、令和3年度が17万6,185 kW、令和4年度が17万9,588 kWです。ほかの施設の電気使用量についても、施設を閉めていた期間等もありますので一概に比較することは難しいかと思いますが、本年度の使用量はそれほど多くなっていないと認識しています。今回の補正については、電気料金の単価が急激に上昇したことが影響していると考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、財政課所管分について質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分については、質疑としまして、歳出の29ページ、農地費の事業負担金1,500万円について、内容は山本排水機場の整備ということで、県85%、町15%と伺っていますが、整備内容と予算の内訳を教えてください。答弁としまして、今回計上させていただいている予算での整備内容は、全体計画のうち、主ポンプ、吐出弁の整備、フラップ弁、真空ポンプ、燃料移送ポンプ、燃料小出槽、屋外貯油槽、吸水槽水位計、吐水槽水位計、非常用発電機の更新となっています。主ポンプが2,200万円、吐出弁が520万円、フラップ弁が950万円、真空ポンプが880万円、燃料移送ポンプが140万円、燃料小出槽が250万円、屋外貯油槽が510万円、非常用発電機が1,800万円とその他となっており、事業費総額は1億円です。

質疑としまして、今の説明ですと、ほとんどの設備を替えるというふうに理解できるのですが、全て新規なのか、整備で済ませるものもあるのか、全て新規だと建物内に収まるのか教えてください。更新するものは、耐用年数が過ぎているという理解でよろしいですか。答弁としまして、主ポンプと吐出弁のみ整備で、そのほかは更新させていただきます。更新する設備は同規模のものを入れる予定ですので、現在の建物のままで収まる予定です。山本排水機場は平成元年に整備されており、全ての機器において耐用年数を超えていますとの答弁でした。

質疑としまして、事業の要領の中でおおむね5,000万円未満の事業が対象となると書かれていますが、答弁をお願いします。答弁としまして、実施要領によりますと、三重県が策定する緊急自然災害防止事業計画に基づき実施される地方単独事業、すなわち、農林水産省の国庫補助事業の要件を満たさない事業が対象で、単年度で効果発現するものとあります。また、次のいずれかに該当するものであることとありまして、1つ目に、受益面積が30ha未満であること、2つ目に、総事業費が800万円以上でおおむね5,000万円未満であることとござ

います。今回の場合は、1つ目の受益面積が30ha未満という条件を満たしているということで採択を受けていますとの答弁でした。

質疑としまして、山本の湛水防除については、いざ運転しなければならない状況で機能しなかったという事実があります。湛水防除施設というのは、常にエンジンをかけて稼働させているのではなく、何年、何十年に一度です。それなのに、これだけの額をかけて整備する必要がありますのか。答弁としまして、設備によっては、部品の製造が終了しているものもあり、故障すると修繕では対応できないものもあります。安全面を考え、そのような設備を更新して有事に備えたいという考えの下、整備をさせていただくものですとの答弁でした。

質疑としまして、歳入の11ページと歳出の29ページ、農山漁村振興交付金1,397万5,000円と歳出の農政総合企画事業について、事業内容の詳細を答弁お願いします。答弁としまして、農山漁村振興交付金については、町内の株式会社デアルケが低コスト耐候性ハウスを新たに建設するための事業補助金です。事業の流れについては、事業者から町に提案があり、町から国に対して申請させていただきました。その後、事業の決定をいただき、今回の内示がありました。事業規模については、事業費が6,600万円、交付対象額が6,000万円、この交付対象事業費の2分の1が補助され、今回内示がありましたのが1,397万5,000円でしたので、この額を予算計上させていただきました。この情報については、事業者が県から情報をいただいて、町に相談がありました。

以上のとおり、農林水産課所管分について質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、建設課所管分については、質疑としまして、交通安全対策事業の街路灯の増額分とLED化率について質疑がありました。答弁としまして、645基分です。海山地区は街路灯413基のうち69基、紀伊長島地区は232基のうち70基がLEDです。全体では、645基のうち139基がLEDで率は21.6%となっています。古くなった蛍光灯が切れて修繕等する際に、できる限りLEDに交換するよう進めていますとの答弁でした。

質疑としまして、海山地区の街路灯が紀伊長島地区と比べて多いのはなぜですか。答弁としまして、旧紀伊長島町は、自治会に対し街路灯を設置する補助金があり、それを活用いただいて自治会が設置し管理している街路灯が多いことから、これだけの差が生じたものと考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、建設課所管分について質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託されました8案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。

樋口泰生教育民生常任委員長。

樋口泰生教育民生常任委員長

皆さん、おはようございます。

令和4年12月定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12月9日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、老人ホーム赤羽寮、環境管理課、学校教育課、生涯学習課、水道課の各課長及び寮長、そして職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案6件の審査であります。

なお、議案第51号については学校教育課長からの報告、議案第53号については環境管理課長から発言の訂正の申し出があったため、12月13日にも開催いたしました。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第51号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、廃園にすると交付税の算定に影響が出ますかとの質疑に対し、算定に影響しますとの答弁でした。

それだと交付税が下がるとは思いますが、幾ら減額になりますかとの質疑に対し、額としてどのように影響があるかは把握していませんとの答弁でありました。

また、廃園にするのは簡単だが、交付税算定への影響などを勘案しておく必要があると思いますが、いかがですかとの質疑に対し、算定に影響があることは認識していますので、今

後具体的にどのように影響が出るかなど、財務的な視点も考慮して進めていきたいと思いますとの答弁でありました。

また、別の委員から、建物を取り壊すかどうかということをお聞きしたい。使用されていなかった尾鷲市の病棟が取り壊されずに残っており、後に交付税の算定対象外であることが判明し、遡及して交付税を返還しなくてはならなくなったという事例を知っているが、そういった点に問題はないですかとの質疑に対し、廃園にした際は、廃園の手続を適切に行いますので、交付税の算定対象外となります。建物を残すかどうかについては、現時点では具体的なことが決まっていませんので、今後どのように有効活用していくか考えてまいりますとの答弁でした。

また、委員から、過去の一般質問の際、希望者2名をふなつ幼稚園で受け入れることは困難であるという回答があった。そのため、紀伊長島幼稚園での受入れを提案したが、バスでの通園時間等、園児への負担などを理由に、紀伊長島幼稚園には通わせませんという答弁がありました。いかがですかとの質疑に対し、海山地区からの通園については、片道で40分程度が想定され、トイレの問題などもあるかと思われます。また、乗降場所においては、送迎の際に保護者が不在だった場合などは、一旦園に戻らないといけないため、そのようなケースにおいては、保護者の方に園まで来ていただくかなくてはならないなど、負担やリスクが発生することも想定されることから、受入れが困難であると判断させていただいたという経緯がありますとの答弁でした。

また、委員から、随分前ですが、幼稚園児が減少している理由は、共働きの多い時代に対して、園が終わる時間が早いということがあるかと思えます。このことについて、法律的に時間を延ばすことは可能でしょうか。また、通園バスについてですが、エリアごとに乗降場所が決められているとのことですが、各家庭の住居まで個別に送迎することがなぜできないのですかとの質疑に対し、時間延長については、学校教育法で時間が定められています。一時預かりという制度を運用して、園終了後の時間帯の対応をしています。通園バスについては、大型車両となるため、道路幅等の課題もあるかと思えますが、過去にどのような経緯や議論があったかも含め、幼稚園の園長にヒアリングをするなどして、今後どのようなことができるか考えていきたいと思いますとの答弁でした。

また続きまして、国としては、保育園と幼稚園の機能を一つにしようという考えがあるかと思えます。そういった中で、法律的に今の幼稚園を保育園に切り替えて運営していくことは可能でしょうかという質疑に対し、大変申し訳ありませんが、調査不足で、今後確認させ

ていただきますとの答弁でした。

続いて、12月13日には、課長から追加の説明があり、本会議において、教育長から、過去4年間、ふなつ幼稚園への入園希望者がいなかったと説明がありましたが、希望者がいないというのは間違いではないかとの質疑があり、答弁内容を確認し、語弊があれば訂正等適切に対応させていただきますとの答弁でありました。

確認の結果、13日開催の本会議にて、教育長から発言訂正の申し出があり、過去4年、幼稚園を選んでいただいておりますという内容でしたが、過去4年、ふなつ幼稚園入園事前アンケート調査の結果、入園希望者が極めて少ないため休園せざるを得ず、ふなつ幼稚園を選んでいただいておりますとの訂正があり、同日開催の常任委員会において、学校教育課長よりその旨報告がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第53号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の本委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分について質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、福祉保健課所管分については、委員から、障害者自立支援給付費負担金について、事業内容の説明をお願いします。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金について、追加分の費用なのか、6、7回分の接種に関する費用なのかについて教えてくださいとの質疑に対し、障害者自立支援給付費負担金については、障害者の方の福祉サービスの利用料と台帳管理を行っている障害者福祉システムの改修費用の国庫負担分になります。また、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金については、12歳以上のオミクロン株対応ワクチン、生後6か月から4歳までの乳幼児と小児の3回目の接種分に係る追加費用の国庫負担分となりますとの答弁でした。

次に、委員から、地域支援事業について、本会議で返還金との説明がありましたが、詳しい説明をお願いしますとの質疑に対し、地域支援事業（介護予防）については、社会福祉協議会への委託事業として、各集会所でのレクリエーション、茶話会、体操等を実施していますが、コロナ禍で中止した事業等による精算分の返還金ですとの答弁でした。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策事業について、現状の詳しい説明をお願いしますとの質疑に対し、新型コロナウイルス感染症対策事業については、乳幼児が対象者250人、接種率、1回目5.6%、2回目1.2%となっています。全国平均は1回目1.3%、2回目0.1%

となっています。成人の接種率ですが、5回目が15%、三重県平均は8.81%となっていますとの答弁でした。

また、委員から、ワクチン接種の副反応に苦しんでいる方も見えるようですが、そのような方について把握していますかとの質疑に対し、町に直接問合せはありませんが、医療機関の方から、副反応が心配だという理由による接種についての相談があるということは伺っていますとの答弁でした。

次に、委員から、予防費の検査委託料及び電算事務委託料の委託先を教えてくださいとの質疑に対し、電算委託料については、接種券の印刷業務です。こちらは住民基本台帳システムのデータを基にしているため、委託先は住民基本台帳システムの管理を委託している三重電子計算センターになります。検査委託料については、医療機関によるワクチン接種に係る委託料ですので、委託先は医院等の各医療機関になりますとの答弁でした。

次に、委員から、新型コロナについて、学校でも福祉保健課でも、相談すると、保健所に聞いてもらうよう案内されますが、全て県が把握しているということですかとの質疑に対し、対策については、感染症法により三重県が担うことになっており、三重県が中心となって全ての業務を行っていますとの答弁でした。

また、町として最低限必要なものは何か。ワクチンの接種状況や新型コロナにかかったときにどの病院に入院するのか、どれだけ空きがあるのかくらいことは把握しておかなければいけないと思いますが、把握していますかとの質疑に対し、入院の状況については、町にも情報は入ってきておらず、公表されている数値のみになります。三重県が把握して業務を行っている状況ですとの答弁でした。

また、県の保健部局は、どこの病院に何人入院しているかなどの状況を全て把握していると思いますかとの質疑に対し、県庁のそれぞれの対策に対応した部局で把握されていますとの答弁でした。

続いて、県が適切に予算を執行しているか、業務を行っているかを町は見えていないと思います。新型コロナにかかった方が、ワクチンを接種しているかどうかの調査を行っていますか。また、県はそれを把握していると思いますかとの質疑に対し、新型コロナ感染者の詳細については、町にも情報はいただいております、保健所からの感染者のワクチン接種状況の問合せもありませんとの答弁でした。

また、何人感染したか、また、その方たちが何回予防接種を受けたかについて、年齢別は知っておいていただきたい。あとは、病院の空き状況とどこに何人町民の方が入院している

かを知っておかなければいけません。最低限それくらいの情報は把握しておいていただきたいと思います。それに対していかがですかという質疑に対し、感染者の方への保健所の聞き取りの中で確認は行っていると思いますが、町には情報は入ってきていない状況です。現状の法体制の中でどうなるかは分かりませんが、可能な限り県に申し入れていきたいと思ますとの答弁でした。

以上のとおり、福祉保健課所管分について終了しました。

次に、老人ホーム赤羽寮所管分については、まず、寮長から内容説明があり、会計年度任用職員人件費の124万円の減についての説明で、当初予算で計上させていただいていました介護員2名、調理員1名分の新規採用の予算について、いまだ応募がなく、採用ができていないことによる261万7,000円の減額と介護職員等処遇改善に伴う139万円の増額などによるものですとの説明があり、質疑に入り、委員から、処遇改善とは具体的にはどういうことですかとの質疑に対し、介護職員の処遇改善支援事業については、新型コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき三重県が補助要綱を制定したもので、補助金を利用する形で報酬額の賃上げをしていますとの答弁でした。

続いて、全ての職員が処遇改善の対象ですか。また、職員採用がされていないが、業務は回っているのですかとこの質疑に対し、処遇改善の対象は、会計年度任用職員、特に、介護、看護、調理、事務員のみです。また、人員不足ではありますが、業務は回っていますとの答弁でした。

次に、会計年度任用職員だけ処遇改善されているが、正職員は上げてはならないという国の方針ですかとの質疑に対し、国の方針ではありませんが、一般職員は他課への人事異動や賃金のバランスを取るため、赤羽寮だけ賃金改定を行うことは無理があるため、実施していませんとの答弁でした。

続いて、介護職の正職員を上げなかったのは、町の方針なのですかとの質疑に対し、一般職員と会計年度任用職員の間には処遇面で開きがあり、他部署とのバランスを欠くのではないかとこのことで、一般職員の改善は見送りました。

また、委員から、最低賃金が上がったので給料を上げたのですかとこの質疑に対し、三重県の補助金を利用して、今回は特別に処遇改善させていただいていますとの答弁でした。

次に、会計年度任用職員の時給は幾らですかとの質疑に対し、介護職1,082円で以前は1,030円ですとの答弁でした。

続いて、委員から、会計年度任用職員を増員したいので予算計上したはずだが、どのよう

な職員を希望していたのですかとこの質疑に対し、介護職2名、調理員1名で、予算を減額したのは、募集に対して応募がなかった半年分ですとの答弁でした。

また、なぜ応募がないのですかの質疑に対し、原因は把握できていませんが、老人福祉施設は採用状況が厳しいという話は他施設からも聞いていますとの答弁でした。

また、介護職はヘルパーのことでなく、医療行為もできる人をいうのですかとこの質疑に対し、赤羽寮では、採用条件に資格の有無を必要としていませんとの答弁でした。

続いて、町内の介護関係職員や利用者のニーズ等を含めて状況把握した上で予算計上を行うべきであると思いますが、いかがですかとの質疑に対し、職員募集についても、状況を見極めながら進めていきたいところですよとの答弁でした。

それから、入所には介護度は必要ないのですかとこの質疑に対し、養護老人ホームへは介護度の必要はなく、経済的や環境的に困っていて、自宅で一人での生活は困難であるが、それほど介護が必要でない方が対象の措置事業ですよとの答弁でした。

続いて、自分一人での生活に不安を感じる人も入所するのではないかと。困っている人はたくさんいる。受入れの姿勢が間違っていないかと。また、養護の利用料は幾らですかとの質疑に対し、収入に応じた負担金になっています。0円から8万円の方がいます。負担金は所得に応じて算定されますので、自己負担0円の方もいますとの答弁でした。

以上のとおり、老人ホーム赤羽寮所管分について終了しました。

次に、環境管理課所管分については、まず、課長から、内容説明があり、歳入13ページ、第20款・諸収入、第5項、第6目ともに雑入において、東紀州環境施設組合精算金として465万1,000円を収入するものです。内容としましては、東紀州環境施設組合における令和3年度の予算執行において、土地購入費とそれに伴う不動産鑑定評価業務、登記手数料2,064万3,000円を執行できなかったことから、各構成市町に返還するものです。続きまして、歳出、27ページ、第4款・衛生費、第2項・清掃費、第2目・塵芥処理費において、2,288万7,000円の増額をお願いするものです。内容としましては、リサイクルセンター管理運営事業において、ウクライナ情勢などによる天然資源の価格高騰などの影響により、主に電気料金が昨年度に比べて著しく高騰していることから、光熱水費に不足が生じる見込みのため、増額をお願いするものですとの説明があり、その後質疑に入り、委員から、東紀州環境施設組合精算金は、なぜ返還しないといけなかったのですか、組合にストックしておくことはできなかったのですかとこの質疑に対し、東紀州環境施設組合における令和3年度予算において、建設予定地、市営野球場の土地購入費を予算化していましたが、中部電力株式会社との協議

に日数がかかり、契約できなかつたので、構成市町に精算金として返還するものですとの答弁でありました。

続いて、来年度もこういった事例はあり得ますかとの質疑に対し、土地購入費については、来年度以降改めて予算化するとの答弁でした。

また、委員から、東紀州環境施設組合の予算は、項目を絞って予算を計上しているのですか。例えば、グラウンド購入費やプラント設計など、組合の予算は細かく見積もっているのですか。組合として執行するのであれば、未執行の予算を精算金として返還しなくてもよいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、東紀州環境施設組合の予算については、各予算科目があり、議会費、人件費、清掃費などがあります。清掃費の中には、施設の維持、事務所の維持費があります。清掃費の中で大きな予算は、令和3年度から基本計画の策定と生活環境影響調査の業務を複数年契約で発注しています。また、その予算の中で建設予定地である市営野球場の土地購入費を予算化していますが、契約に至らなかつたので来年度以降に予算化するということですが、組合負担金の返還については、令和3年度までと令和4年度以降では負担割合が変わることから、繰り越せずに構成市町に返還すると組合から聞いていますとの答弁でした。

また、委員から、リサイクルセンター運営事業の光熱水費2,288万7,000円増額の理由の詳しい説明をお願いしますとの質疑に対し、リサイクルセンター管理運営事業の光熱水費の増額については、電気料金の不足による増額をお願いするものです。ウクライナ情勢などで燃料費が高騰し、それに伴い電気料金が高騰していることで光熱水費に不足が生じているため、増額をお願いするものですとの答弁でした。

また、電気料金については、大手3社のカルテルが判明したので電気料金を下げるとの報道もありましたが、何月までの実績を基に補正額を積算しましたかとの質疑に対し、9月までの実績を基に積算しています。10月以降については、予測値を積算して、不足するであろう光熱水費の見込みを計上していますとの答弁でした。

続いて、積算方法については、課長会議などで指示があつたのですかとの質疑に対し、他の課の積算根拠は分かりませんが、環境管理課としては、令和3年度と令和4年度の直近の上り幅を考慮して予測値を算定しましたとの答弁でした。

また、委員から、家庭用の電気料は戻ると聞いていますが、事業用の電気料はどうですかとの質疑に対し、国の補正予算で電気料金の助成等も予定していることはニュース等で聞いていますが、まだ詳細が分かっていませんので、今回の補正額の積算については電気料の助

成を考慮していませんとの答弁でした。

また、本会議で配付された電気代の補正リストのリサイクルセンター管理運営事業の補正額2,300万9,000円と予算書の補正額2,288万7,000円の金額が違う理由について質疑があり、本会議で配付した補正リストの金額が誤っているとの答弁でしたが、13日開催の常任委員会において、環境管理課長から発言の訂正の申し出があり、電気代の補正リストの補正額2,300万9,000円については、電気代のみの増加額となっており、予算書の補正額2,288万7,000円については、他の水道代及びガス代も含めた差引きした補正額であるため、金額が同額とならないものであるとの訂正がありました。

以上のとおり、環境管理課所管分について終了しました。

次に、学校教育課所管分については、委員から、小学校校舎等施設営繕事業の修繕について、どこの学校でしょうかとの質疑に対し、相賀小学校と西小学校ですとの答弁でした。

それについて内容と金額を教えてくださいとの質疑に対し、相賀小学校については、ウッドデッキの老朽化への応急的な修繕費として82万2,173円です。西小学校については、一部水道で濁りが発生したことから急遽調査を実施し、既設の貯水タンクからではなく、問題のない外からの給水管へ接続することといたしました。こちらは、126万7,475円です。また、8月に同校校庭内において自然倒木があったことから、その処分と同様の危険性のある樹木及び職員駐車場の樹木を処分いたしました。こちらは30万3,600円となりますとの答弁でした。

また、配管工事のメーター数と、配管は埋めたのか、地上へ出して配管したのか教えてくださいとの質疑に対し、配管の長さとしては1階から3階までの10m程度です。今後のメンテナンスも考慮して、一部配管は埋めずに外に出して施工していますとの答弁でした。

次に、水道の濁りの件で確認したいのですが、屋上にある貯水タンク内において、錆が発生し、腐食があったということですかとの質疑に対し、給水管においてさびが発生した案件となります。貯水タンクにおいては、毎年、業者による清掃を実施しており、問題はありませんとの答弁でした。

以上のとおり、学校教育課所管分について終了いたしました。

次に、生涯学習課所管分については、まず、課長から内容説明があり、12月8日本会議において平野議員から質疑がありました、第9款・教育費、第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費の集会施設等管理運営事業内の長島多目的会館エレベーター非常用バッテリーの取替えに伴う経費13万円についてお答えします。今年度の保守点検の際に、当バッテリー

が著しく消耗しているとの指摘があったため、業者と相談したところ、コスト面、取替え工事に伴う利用者への影響等、長期的な検討を行った結果、会館建設当時には販売されていなかった長寿命タイプのものの額で計上しました。本会議の追加説明として、第9款・教育費、第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費の集会施設等管理運営事業について上記の13万円のほか、77万6,000円については、長島多目的会館、若者センター、引本会館などの電気料金の補正です。図書館管理運営事業7万9,000円については、生涯学習センターの電気料金と保険料です。第2目・公民館費は、東長島公民館、海山公民館の電気料金144万円と9月の台風被害により被災した海山公民館ポンプ室屋上防水シートの修繕料17万4,000円、海山公民館緞帳落下防止ワイヤーの交換工事73万円です。第3目・郷土資料館費は、海山郷土資料館電気料金5万6,000円です。第2項・保健体育費、第3目・体育施設費については、体育施設の光熱水費の補正で、多目的広場電気料金が14万9,000円、紀北健康センターの電気料金391万5,000円、ガス料金35万3,000円です。修繕料の12万8,000円は、9月の台風被害により被災した海山体育館南側軒天井落下による修繕料ですとの説明があり、その後質疑に入り、委員から、電気料金の一覧表によると、海山図書室の補正額は1万2,000円で済んでいます。説明をお願いしますとの質疑に対し、電気料金の算出については、前年度の9月の料金と本年度の9月を比較した上昇率を勘案して算出した額となっていますとの答弁でした。

また、公民館費の防水シート修繕は、台風の被害ということであれば、保険対象になるのではないですかとの質疑に対し、保険請求を行っているところですよとの答弁でした。

保険はどれくらい下りるのですかとの質疑に対し、適用された場合は、2分の1の金額が下りることになりますとの答弁でした。

以上のとおり、生涯学習課所管分について終了しました。

次に、水道課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第54号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

課長から内容説明があり、予算書9ページについては、国民健康保険の基盤安定負担金の

返還金です。国・県合わせて7万4,000円の増になります。基盤安定負担金については、保険料の軽減額や軽減者数に応じた国・県からの負担金です。その負担金について対象者数等の誤りがありましたので、三重県から訂正された負担金が提示されました。その額に応じて補正を行っていますとの説明があり、その後質疑に入り、委員から、訂正された対象者の人数を教えてくださいとの質疑に対し、国からの検査で判明しましたが、平成30年度分、令和元年度分の交付金に対する返還金になります。訂正を行った対象者は、平成30年度が1名、令和元年度が2名ですとの答弁でした。

また、検査は何年かに1回なのでしょうかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第55号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

委員から、後期高齢者医療保険加入者の負担割合別の人数を教えてくださいとの質疑に対し、後期高齢者医療保険は、令和4年10月に制度の改正があり、2割負担の被保険者が発生しました。令和4年10月現在の被保険者数は3,792人で、そのうち1割負担が3,313人、2割負担が379人、3割負担が100人になりますとの答弁でした。

また、負担割合の所得基準を教えてくださいとの質疑に対し、1割負担は、課税所得が28万円以上の方が世帯にいない方、2割負担は、年金収入とそのほかの所得を足して200万円以上の方、3割負担は、課税所得が145万円以上の方とされていますとの答弁でした。

また、負担割合が分かる資料の提出を求めますとの質疑に対し、資料提出をさせていただきますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第56号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

まず、寮長から、会計年度任用職員人件費の174万4,000円の増について説明させていただきます。当初予算で計上させていただいていました、介護員2名、調理員1名分の新規採用の予算について、いまだ応募がなく、採用ができていないことなどによる325万9,000円の減額と介護職員等処遇改善に伴う261万7,000円の増額、時間外勤務報酬などの238万6,000円の増額等によるものですとの説明があり、その後質疑に入り、委員から、居宅介護サービス事

業とはどういうものですかとの質疑に対し、ショートステイの名称ですとの答弁でした。

また、減額の詳しい説明をお願いしますとの質疑に対し、ショートステイの利用者が少なかつた分に応じた減額ですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第57号 令和4年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についての審査を行いました。

委員から、コロナ対策における基本料金減免内容はどうですかとの質疑に対し、減免期間は8月検針分から12月検針分であることから、実績がまだ出ていませんとの答弁でした。

また、来年の3月定例会で分かるのでしょうかとの質疑に対し、来年度の決算時の報告になろうかと思えますとの答弁でした。

そして、8月からスタートしているのであれば、1期分の金額は分かるのではないですか。企業会計である以上、どの程度の減収になるかなどの把握は必要ではないですかとの質疑に対し、今は資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。今後は事業の把握に努めてまいりますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された6案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

これで各常任委員長からの報告を終わります。

ここで、10時50分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 37分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 50分)

入江康仁議長

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第45号 紀北町職員の降給に関する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第46号 紀北町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第47号 紀北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第48号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第49号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第50号 紀北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

6番 東篤布議員。

6番 東篤布議員

委員長にお尋ねします。

条例に誤りがあって、そこを修正されるということで、次回からは専門家の意見を聞きながら気をつけますという、こういう答弁があった。このように聞いたんですけれども、これは条文をつくって、みんなで考えるわけですけれども、作成するときには、専門家の協力を得て作成するんじゃないんでしょうか。そのような突っ込んだ質問はなかったですか。委員長、お尋ねします。

それと、もう一つは、修正します。もちろんどなたかの手でするんでしょうけれども、何年も間違っただま来ておったわけです。専門家と言われますけれども、専門家というのは、弁護士なのか司法書士なのか、具体的に突っ込んだ答弁はございませんでしたでしょうか。

入江康仁議長

大西瑞香委員長。

大西瑞香総務産業常任委員長

では、東議員の質疑にお答えいたします。

専門家に関しましては、質疑はございましたが、担当課において質疑できる範囲で質疑をしてほしいということで、委員長のほうからお願いをいたしました。

その専門家は、条例に関する専門家でございますが、補助をするということで、完全にその専門家をお願いをするわけではないという、そういう答弁はございました。

質疑ございましたが、それで以上でございます。

入江康仁議長

6番 東篤布議員。

6番 東篤布議員

当然、事務局のほうは委員の皆さんの質疑に対してお答えになるときに、専門家に相談します、こう答えたときには、頭の中では、例えばうちの顧問弁護士にとおられておったのか、司法書士にとおられておったのか、お考えがあると思います。ただやみくもに専門家と言われても、答えになっていないように思うんですが、議長、どうでしょうか。例えば、専門家

に相談しますとおっしゃった課長に、その専門家の具体的なお名前を教えていただけないでしょうか。お名前、個人名じゃないですよ。うちの顧問弁護士という意味で言ったんですとか、ないでしょうかね。

入江康仁議長

あれだったら一旦座ってください。

今、東議員が言われた、事務局と言ったけれども、事務局じゃなくて担当課ですよ。

(「担当課でした」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

担当課に訂正させてもらって。

それで、今の、議事進行でもないのです、私は答えられないので、委員長からお答えさせていただきます。

大西委員長。

大西瑞香総務産業常任委員長

答弁させていただきます。

条例の専門家ということで、そういう弁護士とか、固有の業者の名前等は答弁はございませんでした。

以上でございます。

入江康仁議長

いいですね。

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第52号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第53号 令和4年度紀北町一般会計補正予算(第7号)の総務産業常任委員会

に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

6番 東篤布議員。

6番 東篤布議員

2点ほどお尋ねします。

まず、農林所管の部分の29ページのことなのですが、湛水防除です。

ちょっと私、聞き逃したと思うのでもう一度教えていただきたいんです。この湛水防除の予算を頂けるのは30ha以上だとお聞きした。以前に僕はそのように聞いて、山本地区は30ha以上あるから湛水防除の予算を頂けている。島原地区の、細かく言うと志子なんですけれども、志子エリアが30haなくて予算をもらえなかった。非常にこれは……一部の議員さんがこういった質問をされたと、委員長の報告でありました。年に数度しか来ない台風のためにこれだけの予算が必要なのかと。確かにこれは質疑をされたと聞きましたが、私は大変重要な施設だと思います。これは長島地区においても海山においても、今、海山でも修理が始まっております。30ha以上ないと、この予算が頂けないということは、これで間違いはないですか。それが1つ。

もう1点は、1点目を答えていただいてから、また2点目を質疑いたします。

入江康仁議長

大西委員長。

大西瑞香総務産業常任委員長

東議員の言われるとおりです。

報告させていただいた以上のことはございませんでした。

6番 東篤布議員

30haとなっていますね。

大西瑞香総務産業常任委員長

はい。間違いございません。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

ありがとうございます。

言っていないということなんですけれども、非常に大事な予算であるという認識を住民は

もちろんですけども、議員の皆さんにも持っていただかなければならないと、こう思っております。30ha以上ないとその予算がもらえないということですね。

(「未満」と呼ぶ者あり)

6番 東篤布議員

未満ね。未満であれば、予算はもらえるということですか。いや、もう一度、今ちょっと……

入江康仁議長

未満になっておる。

6番 東篤布議員

30ha未満でなければ、この予算がもらえない。それは違うと思いますよ。例えば志子の田んぼで、あそこで水が増えてきます。それを山本のように湛水防除で掘りたいと。この予算をお願いしても、面積が狭いからといってもらえないんです。もし30ha以下でももらえるのであれば、志子も下地も茂原ももらえるわけだ。だから、それをもらえていないということは、30ha以上と思いますが、その正確な数字をもう一度教えていただけますか。すみません。

入江康仁議長

大西委員長。

大西瑞香総務産業常任委員長

委員長報告をさせていただいた答弁をもう一度読ませていただきます。

実施要領によりますと、三重県が策定する緊急自然災害防止事業計画に基づき実施される地方単独事業、すなわち、農林水産省の国庫補助事業の要件を満たさない事業が対象で、単年度で効果発現するものとあります。次のいずれかに該当するものであることとありまして、1つ目に、受益面積が30ha未満であること、2つ目に、総事業費が800万円以上でおおむね5,000万円未満であることとございます。今回の場合は、1つ目の受益面積が30ha未満という条件を満たしていることで採択を受けています。

以上の答弁しかございません。以上です。

入江康仁議長

これで3回目ですから。

東議員。

6番 東篤布議員

非常に難しい問題なので、町民の方には分かりにくいと思います。湛水防除の予算ではな

いんですね、今回のはね。湛水防除の予算から漏れておる30ha以内の施設について補助金をもらえるのが、今度出たわけですよ。これは何年から出たのかは知りませんが、以前はなかった予算だと思います。

ということは、今まで湛水防除の設置をされていないエリアであっても、この予算を使えば、何らかの処置ができるのでないかと思われるのですけれども、そのように受け止めてよいでしょうか。

入江康仁議長

東議員、ちょっと座ってください。

これ、常任委員会で審議された中での報告しか委員長はできません。だから、議会のことは、また質疑に関しては受けられないので、そのところをちゃんとまとめてください。今の答弁は、委員会の中での大西委員長からの報告そのままです。あなたの質問に対することは審議されていないので答弁できません。そのところだけ。

6番 東篤布議員

質疑を変えます。

入江康仁議長

いや、質疑はもう3回……

6番 東篤布議員

続けては3回。

入江康仁議長

いやいや、もう3回目だから……次に、また後で担当課とも話してください。いいですか。それでは、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

それでは、総務産業常任委員会の部分の質疑はありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第51号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第53号 令和4年度紀北町一般会計補正予算(第7号)の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

14番 平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

それでは、1点質問させていただきます。

42ページの集会施設等管理運営事業で、13万円分が多目的のエレベーターのバッテリー交換という報告を受けましたけれども、この中で2年でバッテリーを替えなければならないということで、今回は6年ということなんですけれども、ただ、2年たって、耐用年数がこれで切れるので替えるという説明だったんですけれども、仮に2年たってまだ壊れていないので、壊れてから替えられないのかという質疑があったのかどうか。

なぜかといいますと、バッテリーが2、3日で交換できるとか、工事が簡単にできるとかということでしたら、壊れた状況で替えてもよかったんじゃないかなという気持ちがありますので、そういった質疑はなかったのかについて、委員長の答弁を求めます。

入江康仁議長

樋口泰生教育民生常任委員長。

樋口泰生教育民生常任委員長

議案第53号の一般会計補正予算の中の42ページに対する、ただいまの議員のご質問にお答えさせていただきます。

エレベーターに関しましての質疑は……

(発言する者あり)

樋口泰生教育民生常任委員長

はい。それに追加して、課長のほうから詳細な説明をいただきましたものですから、その後の質疑に関して委員からはございませんでした。

以上です。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

それでは、以上で質疑を終わります。

次に、議案第54号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第55号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第56号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第57号 令和4年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

日程第 3

入江康仁議長

それでは、これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第 3 議案第45号 紀北町職員の降給に関する条例を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 3 議案第45号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を
お願いいたします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 4

入江康仁議長

次に、日程第4 議案第46号 紀北町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第46号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5

入江康仁議長

次に、日程第5 議案第47号 紀北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第47号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

入江康仁議長

次に、日程第6 議案第48号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第48号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第49号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第49号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 8

入江康仁議長

次に、日程第 8 議案第 50 号 紀北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

6 番 東篤布議員。

6 番 東篤布議員

6 番 東篤布。

賛成討論を行います。

53号ですね、一般会計。

(発言する者あり)

6 番 東篤布議員

ごめんなさい。どこだっけ。

入江康仁議長

税条例。

6 番 東篤布議員

税条例ね、50号。

今回は文章の誤りでしたけれども、この税務の仕事は、各課もそうですけれども、住民の皆さんからの相談であったり、受けた場合に最も気をつけていただきたいのは、この税務課の仕事だと思います。

以前に相続税のことで税務課の方に相談に行って、簡単に言いますと、相続したい方が60歳を過ぎて、それで子どもさんが二十歳を過ぎた場合に、これは無税になるんですよ。相

続税が要らなくなる。でも、申告はしなくていいんですかという相談を職員が受けたわけです。なぜ誤った指導をしたのか分かりませんが、申告しなくていいと、こうやってしまったんです。それで、その後に相続税を払いなさい。申告漏れなんです。申告しておけば、相続税を払わなくてよかったのに、申告しなかったがために、相続税を払わなければならなくなりました。こういう大きな間違いがありました。これは、町長、ごめんなさいと一言謝って済むような問題ではないと思います。

ですから、今回のこの表記ミス、直せばいいという問題ではないと思います。だから、今後こういった点は十分に気をつけていただいて、今回は問題が起こる前に発覚してよかったと思います。今後もっともっと気をつけていただきたい。こういう苦言を呈して賛成討論とさせていただきたい、こう思います。

入江康仁議長

ほかに、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第50号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9

入江康仁議長

次に、日程第9 議案第51号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例を議題といたし

ます。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

7番 奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

議案第51号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

私は、12月8日の質疑でも、このふなつ幼稚園を廃園にした後、海山地区で幼稚園を希望する保護者が現れたときの町の受入れ態勢について、唯一存在する紀伊長島幼稚園への受入れについてお聞きいたしました。その点についての答弁はなく、委員会においても、海山から紀伊長島幼稚園へ通園する時間と負担についての答弁をするのみでありました。

私は、引本幼稚園の閉園、廃園等の際の幼稚園を希望していた保護者の悲しい顔が忘れられません。

廃園の理由の中に園の跡地の利用について計画があり、条例の変更をしておかなければならない理由があるのであれば、賛成も考えるところでありましたが、その間いについても明確に答弁をすることがなく、可決後、1月以降に考えるという答弁だけでありました。

これまでも廃園、廃校の条例を可決した後、しっかりとした跡地の管理がなされている施設は数少なく、ほったらかしになっている施設が多いと思います。

保育園にも出向き様々な意見をお聞きいただきましたが、紀北町としての保育園・幼稚園の在り方と跡地利用の方針が不明確と感じてしまうままの条例改正については賛成できないことから、反対理由を明確にするために、反対討論をさせていただきます。

以上です。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

6番 東篤布議員。

6番 東篤布議員

6番 東篤布。

僕も、前者議員と同じように、廃園するということは非常に残念でなりません。

しかしなれど、町長も十分にお考えになられた結果こうなつたと、こう思います。

それに、なぜそのような答えに至つたのかと考えると、やはり条例に、また、私も教民です。ので質問させていただいたんです。幼稚園の終了時間をもう少し伸ばせないんですかと。

これは法的に無理なんですかと。今現在の法律では無理ですと、こういうお答えでした。

ですから、今後、今残された幼稚園、数少ない幼稚園を守っていくためには、そしてまた、保育園と今統合になろうとしておりますけれども、その点も踏まえながら、この数少ない大切な保育園・幼稚園を守っていくためにも、もし必要であれば、よい意味で条例を修正かけてでも、今ある保育園・幼稚園を守っていただきたい。こういう思いをお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。どうもありがとうございます。

入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第51号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第52号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第52号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第53号 令和4年度紀北町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

東篤布議員。

6番 東篤布議員

6番 東篤布。

53号に賛成討論させていただきます。

以前はなかった湛水防除の予算、耕作面積が狭いがために湛水防除を受けられなかった予算、30ha以内であっても何とかせねばならんということで、出していただいた今回の予算です。私は、それが出たことによって、今まで手厚い保護を受けられなかった地域の方々にも、今は減反政策等で農地が減っています。減ったがためにこの予算を受けられなかったエリアもあります。

河川が、本線の水が増えてくる。そうすると支流は水が出ていかない。だから、逆流してくるから樋門を閉める。これはどこのエリアでもそうなんですけれども、そうなってくると、降った雨がたまるしかないわけです。出ていくところがないわけですから。それをくみ上げて、本流に戻すのが湛水防除の予算なんですけれども、このような30ha以内であっても手厚い保護が受けられるようになってきた。

この大切な予算を今後とも適切に使っていただけるように執行部の皆さんにはお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

ほかに賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第53号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第54号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第54号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 議案第55号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第55号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 議案第56号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第56号 紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の反対討論を行います。

介護職員処遇改善支援補助金は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策です。介護職員を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入の3%、月額9,000

円引き上げる処遇改善に必要な経費の補助となっております。

今回の手当の対象は、介護職員のみではなく、事業所に所属する者であれば誰でも対象となるものでした。幅広く利用できるということです。でも、今回、赤羽寮では賃金がもともと高いから、これは会計年度任用職員より高いと、正規職員の処遇改善をしませんでした。会計年度任用職員より高いというのは当たり前のことです。

介護職は、一般的に他の事業職よりも月額10万円低いと言われております。それで国も処遇改善を行ってきたわけですが、それらが影響して、この地方でも求人しても応募がなく、現に紀北町内でも、民間の施設ですが、サービスの一部ができなくなってしまった事業所があります。

正規の職員の方も、会計年度任用職員の方も、大変な思いの中で高齢者の方を大切に扱い、働いておられます。本当に介護会計年度任用職員の方の待遇をよくしたいと思うならば、今あるパートタイムの会計年度任用職員ではなく、フルタイムの会計年度任用職員に改めるべきです。そうすれば退職金がつきます。働く希望が持てます。これらもせずに、また、正規職員も大変な思いで仕事をされております。でも、しなかった。このことを私は認めることができません。

以上、私の反対討論とさせていただきます。皆様のご理解、ご協力をお願いして、私の反対討論を終わらせていただきます。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

東篤布議員。

6番 東篤布議員

6番 東篤布。

今、私の母は93歳でして、本当に紀北町にいてよかったなと強く思っております。非常に手厚い介護を受けさせていただいておるわけです。

ただ1つだけ、私、母の介護をしながら思うんですけれども、今、母は施設から帰ってきて我が家におるわけです。どうしても最期をうちで過ごしたいという母の強い希望もあってなんですけれども、我が家で母の介護をしてみて、本当に介護してくださる皆さんに頭が下がる思いでいっぱいです。それだけ大変なんです。何が大変かって、おしめを替えるのが男の僕としては一番大変なように思います。自分でやっていないんですよ。皆さんにやっていただくんですけれども。

感謝をしながらお願いというのもおかしな話なんですけれども、この介護サービスについて、私、当初よく分からなかったものでいろいろ質問したんです。この介護に携わる皆さんはどういった部署におられるのかといいますと、まず福祉課がありますね。それで社協、その社協の中にも包括支援センターというのがあります。そして皆さんに聞くと、言われるのが広域連合に行って聞いてくださいと、こう言われます。広域連合へ行きます。介護度を上げていく、介護度1、2、3、4とありますけれども、こういうことがあったんです。介護度を上げていくには、どうすればよろしいんですか。そのときの答えはこうでした。ケアマネジャーが介護度を上げるかどうかを判断して、それでお医者さんに相談するんです。こういった答えが返ってきたんです。これは間違いなんです。介護度を上げるかどうか、介護認定をしてほしいと要望するのは、家族であったり本人であってもいいわけなんです。こういった、少しなんですけれども、大変な勘違いをされておる。

ですから、これからは、私はこのすばらしい介護サービス事業、残念なことが1つだけあります。当町ではおられない介護士の皆さんがおって、他の市町から、隣は大紀町から、隣は尾鷲市から来ていただかなければ、介護を受けられないサービスもあるわけなんです。

そこで、前議員さんがおっしゃったように、やはり職員の皆さんの手厚い、職員ももちろんそうですけれども、臨時の皆さんの手厚い、いわゆる給与体系はもちろんそうです。それをしていかなないと、よその施設にヘッドハンティングされて、当町からいなくなってしまうという現実があるわけです。そこを町長はじめ担当部署の皆さんに強く細かく把握していただいて、業務に当たっていただきたいと強く要望して、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第56号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 議案第57号 令和4年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第57号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

ここで、追加議事日程等の配付のため、この場で暫時休憩いたします。

(午前 11時 35分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 37分)

日程の追加

入江康仁議長

各常任委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1

入江康仁議長

追加日程第1 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員長、教育民生常任委員長から、別紙のとおり、令和5年11月30日までの間でそれぞれ記載されております事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月7日に開会されました本定例会は、議会議員選挙から初めての定例会でございましたが、議員の皆様が紀北町の発展に向け真摯に取り組まれる姿に、私自身も身が引き締まる思いでございます。今後とも町政経営にご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

さて、議員の皆様には、本日まで終始熱心にご審議をいただき、上程いたしました案件につきまして、原案どおりご可決を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会で議員の皆様からいただきましたご指摘やご提案に加え、町民の皆様からのご要望に十分留意しながら、現在進めております、令和5年度当初予算の編成におきまして、丁寧に対応していきたいと考えているところでございます。

また、紀伊長島港内におきまして、12月23日から30日までの8日間、恒例の年末いきながしま港市が開催されます。今年は3年ぶりに無料七輪コーナーも復活し、たくさんのイベントも予定されておりますので、年末年始の食材のお買物にぜひご来場いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

最後になりましたが、本年も残すところ僅かになりました。議員の皆様のご1年間のご労苦に心から感謝を申し上げますとともに、町民並びに議員の皆様におかれましても、ご家族お

そろいで輝かしい新たな年をお迎えになられますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

入江康仁議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

令和4年12月議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、12月7日から本日16日まで、議員の皆様、町長及び職員の皆様には慎重なご審議をいただき、無事閉会できましたことに心からお礼を申し上げます。

これから寒さも厳しくなりますが、健康には十分ご留意され、よき新年をお迎えになることを祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。

入江康仁議長

これもちまして、令和4年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

長い間、皆さん、どうもご苦勞さまでございました。

(午前 11時 42分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 5年 3月 20日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 近澤チヅル